

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習のご案内

建設業労働災害防止協会長崎県支部
 長崎市魚の町3-36 ☎095-820-7755
<http://www6.ocn.ne.jp/~kensaiibo>

労働安全衛生法に基づいて、「掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削及び土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け、取りはずしの作業」は都道府県労働局長に登録した機関が行う技能講習を修了したものでなければ作業主任者になれないことになっており、違反者は6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金になっております。

当県支部は、長崎労働局長の登録教習機関（登録番号004）として、下記要領により技能講習を開催することにいたしましたので、多数受講していただきますようご案内申し上げます。

なお、この講習は全国土木施工管理技士会連合会『継続学習制度（CPDS）』の認定を受けております。（登録番号46289・46290）

1. 開催日時

平成21年10月28日～30日 9時～17時

2. 開催場所

『佐世保技能会館』 佐世保市千原町3-3

3. 受講申込

- ①「作業主任者技能講習受講申込書A4」に記載漏れのないように記入し、事業主証明印及び申込者印を忘れないように押し、当県支部又は各分会（（社）長崎県建設業協会各支部）に受講料等を添えて申し込んで下さい。

**** 申込書はホームページ（「建災防長崎県支部」で検索下さい）から印刷できます ****

- ②申込受付は、受講日の1ヶ月前から定員の80名になり次第締め切ります。

4. 添付書類

- ① 写真2枚（3cm×2.4cm）
- ②（イ）高等学校以上の土木学科・建築学科卒業後経験2年以上3年未満の者は、卒業証書の写し又は卒業証明書を添付して下さい。
- （ロ）一部免除の者は、合格証書・修了証等の写しを添付して下さい。

5. 注意事項

講習開始時刻の10分前までには受付のうえ着席してください。
 講習を出席せず或いは受講途中で休止して受講しない場合は修了できません。

6. 受講資格・受講時間割・受講料（テキスト代別）

時間割 受講資格	地山・専門	土止め・専門	一般知識	教育知識	関係法令	修了試験	受講料 【テキスト代別】
	10月28日 9:00～16:00	10月29日 9:00～15:30	10月29日 15:40～17:00 10月30日 9:00～11:20	10月30日 12:40～14:10	10月30日 14:20～15:50	10月30日 16:00～	
経験3年以上有する者又は、高等学校以上の土木又は建築又は農業土木に関する学科を専攻し2年以上経験を有する者	○	○	○	○	○	○	10,000円
技能講習規程第一条の第1号、第3号及び第6号に掲げる者	【第1号】職業能力開発促進法施行規則の建築施工系鉄筋コンクリート施工科・土木系土木施工科又は土木系さく井科の訓練を修了した者【第3号】職業能力開発促進法の改正前の建設科、土木科又はさく井科の訓練を修了した者【第6号】職業訓練法施行規則の改正前の建築科、土木科若しくはさく井科の訓練を修了した者			○	○	○	6,000円
職業能力開発促進法養成訓練の建設科、さく井科または能力再開発訓練の建設科、さく井科の訓練を修了した者				○	○	○	6,000円
職業訓練指導員免許を受けた者（建設科、土木科、さく井科）					○	○	6,000円
土木施工管理技術検定合格者（1級・2級）				○	○	○	6,000円
地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者		○			○	○	6,000円
土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者	○				○	○	6,000円
技能講習規程第一条の第2号、第4号及び第7号に掲げる者	○	【第2号】職業能力開発促進法の建築施工系とび科の訓練を修了した者【第4号】職業能力開発促進法の改正前のとび科の訓練を修了した者【第7号】職業訓練法施行規則の改正前のとび科の訓練を修了した者又は養成訓練のとび科を修了した者			○	○	6,000円
職業能力訓練法とびに係る技能検定1級又は2級に合格した者	○			○	○	○	6,000円
職業訓練指導員免許を受けた者（とび科）	○				○	○	6,000円
建設機械施工技術検定に合格した者（1級及び2級・第1種～第3種）		○		○	○	○	6,000円

□ は、免除科目

7. テキスト代

会員 2,000円
 会員外 2,500円

8. その他

一旦提出した講習受講申込書及び受講料についてはいっさい返還いたしませんので予めご了承下さい。
 受講申込者が10名未満の場合は、開催を中止することがありますので予めご了承下さい。（中止の場合のみ、受講料は返還します）